Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和6年4月19日 近畿運輸局海上安全環境部

「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施!

~全国のマリーナ・漁港等での周知・啓発活動及び小型旅客船等の安全確認等を行います~

国土交通省海事局が、一昨年に発生した知床遊覧船事故を踏まえた対策を含めて、 小型船舶の海難事故防止に向けた取組みを実施するため、警察庁、海上保安庁、水産 庁及び日本小型船舶検査機構等の協力を得て、マリーナ・漁港等でのリーフレットの 配布や小型旅客船・川下り船に対する安全確認等を行う「小型船舶に対する安全キャ ンペーン」を実施するとしていることを受けて、当局においても関係機関と連携しな がら同キャンペーンを実施します。

1. 取組み内容

(1) マリーナ・漁港等でのリーフレットの配布

最近の水上オートバイや漁船の事故等の発生状況を鑑みて、小型船舶の安全を確保するために遵守すべき事項等をまとめたリーフレット^{※1}をマリーナや漁港等で配布し、ライフジャケットの適切な着用、発航前の点検、機関故障対策、水上オートバイの安全確保対策等の徹底を図るための周知・啓発活動を行います。

(2)川下り船運航事業者に対する安全確認

川下り船について、ライフジャケットの着用等「川下り船の安全対策ガイドライン」*2 に沿った措置を講じるよう安全確認及び指導を行います。

(3) プレジャーボート・漁船・小型旅客船への個船指導

マリーナ、漁港等においてパトロールを行い、プレジャーボート・漁船を訪船し、船舶検査の受検、小型船舶操縦士免許の受有等について指導します。また、小型旅客船を訪船し、消防設備・救命機器の備え付け状況等の確認及び安全指導を行います。

2. 実施期間

令和6年4月22日(月)~令和6年8月31日(土)

3. 実施主体

近畿運輸局(本局、支局及び海事事務所) ※3

- X1 https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji08_hh_000099.html
- X2 https://www.mlit.go.jp/common/000993990.pdf
- ※3 警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構等の協力を得ながら実施

く問い合わせ先>

近畿運輸局 海上安全環境部

船舶安全環境課 富田・藤田 TEL: 06-6949-6426 船員労働環境・海技資格課 衣川・野村 TEL: 06-6949-6434

配布先 青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ、海事関係業界プレス

